### 均等割の区ごと課税 Q&A

#### Q1 政令指定都市になるとなぜ区ごとの課税になるのですか?

A1 法令に根拠を有します。具体的には、地方税法第737条第1項(特別区及び指定都市の区に関する特例)及び地方税法施行令第57条の4(指定都市の指定があった場合における法人等の市町村民税の均等割額)によります。

### Q2 いつから区ごと課税になりますか?

A2 平成24年4月1日(熊本市が政令指定都市に移行した日)以降に開始される事業年度分から 適用となります。

### Q3 具体的な算定方法はどうなりますか?

A3 例えば、資本金等の額が300万円の法人が、中央区に従業者数10人、東区に従業者数20人の 事務所等を有する場合、中央区分の均等割6万円と東区分の均等割6万円を合計して、12万円 の均等割を申告していただくことになります。

#### Q4 2以上の区に事務所があるときは区ごとに申告書を作成すればいいのですか?

A 4 2以上の区に事務所等を有する場合でも、区ごとに申告納付するのではなく、各区の均等割額の合計及び法人税割額を記載したものを1通の申告書及び1通の納付書で申告納付してください。

# Q5 本店所在地が登記のみで市内の他区に事務所等がある場合の取り扱いはどのようになるのですか?

A 5 本店所在地は登記のみで実際の事業活動を行っておらず、他の事務所等で行っている場合は、 本店所在地は課税対象になりません。

# Q 6 H24. 1. 1~H24. 12. 31 の事業年度の場合、H24. 4. 1~H24. 12. 31 の 9 か月は区ごとの均等割がかかりますか?

A 6 お尋ねの事業年度は、H24. 4. 1 以降に開始する事業年度ではありませんので、区ごとにはかかりません。

# Q7 区をまたいで事務所等を移転したり、新たに設置または廃止した場合はどのようになるのですか?

A7 それぞれの区ごとに事務所の有する月数で、均等割額を月割計算します。 区ごとの事務所等を有していた月数が1か月に満たない場合(例:20日間)は切り上げて1か月 とし、3か月と10日というように1か月を越えて生じる端数は切り捨てて3か月となります。 (下の【例】を参照)

### 【例】事務所等を東区から中央区へH24. 4. 20 に移転した場合

事業年度: H24. 4. 1~H25. 3. 31 資本金等の額: 1,000万円

区名	事務所等を有していた		区内の従業者数	均等割額
	期間	月数	区内の促来有数	均守剖領
東区	H24. 4. 1~H24. 4. 19 (閉鎖)	1か月	(60人) ※0人	5,000円
中央区	H24. 4. 20~H25. 3. 31 (開設)	11 か月	60人	132,000 円
合計額 確定申告書⑤欄に記入する額				137,000 円

※均等割に用いる従業者数の判定は事業年度末日によるため、この場合の東区は0人となります。

## Q8 事務所等とはどのような場所をいいますか。

A8 事業の必要から設けられた人的設備及び物的設備を有し、かつ継続して事業が行われる場所をいいます。

また、事務所等と認定する基準については、従来の他市町村間の認定基準に基づいて判定されますので、区ごとの課税に伴っての変更はございません。